〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農1	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	10-18	指定農協の指定	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号）6の2	60101	2ヶ月	地方振興事務所	主務大臣	
3法_農2	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11-1、11-3	信用事業規程の承認、信用事業規程の変更又は廃止の承認	●農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号）7 ●系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）	60102	14	地方振興事務所	－	
3法_農3	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の8-1	大口信用供与規制の特例の承認	●農業協同組合法施行令（昭和37年政令271号）10 ●農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号）18 ●系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）	60103	14	地方振興事務所	－	
3法_農4	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の8-2	合算信用供与規制の特例の承認	●農業協同組合法施行令（昭和37年政令271号）10 ●農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号）21	60104	－	－	－	
3法_農5	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の9	子会社との間の取引等の特例の承認	農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）8	60105	－	－	－	
3法_農6	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の17-1、11の17-3	共済規程の承認、共済規程の変更又は廃止の承認	●農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）11 ●共済事業向けの総合的な監督指針（平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知）	60106	14	地方振興事務所	－	
3法_農7	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の34-1	価格変動準備金の不積立の認可	農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）37	60107	－	－	－	
3法_農8	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の34-2	価格変動準備金の取崩しの認可	農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）37	60108	－	－	－	
3法_農9	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の42-1、11の42-3	信託規程の承認、信託規程の変更又は廃止の承認	●農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）50 ●農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60109	14	地方振興事務所	－	
3法_農10	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の48-1、11の48-3	宅地等供給事業実施規程の承認、宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認	●農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）51 ●農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60110	14	地方振興事務所	－	
3法_農11	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の51-1、11の51-3	農業経営規程の承認、農業経営規程の変更又は廃止の承認	●農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）52 ●農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60111	14	地方振興事務所	－	
3法_農12	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の65-2	基準議決権数を超える議決権の取得等の承認	農業協同組合法施行規則（平成17年3月22日農林水産省令第27号）64	60112	－	－	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農13	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の66-4、11の66-5、11の66-6	子会社対象会社の認可、子会社でなくなるための措置の適用除外とする認可、子会社の許可区分を変更する認可	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号)38	60113	−	−	−	
3法_農14	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	11の67-2	基準株式数を超えて株式等を所有することの承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号)42	60114	−	−	−	
3法_農15	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	44-2	定款変更の認可	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60115	2ケ月以内	地方振興事務所	−	
3法_農16	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	50の2-3	信用事業の譲渡又は譲受けの認可	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日大蔵省・農水省令第1号）50	60116	−	−	−	
3法_農17	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	59	組合の設立の認可	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60117	2ケ月以内	地方振興事務所	−	
3法_農18	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	64-2	組合の解散議決の認可	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60118	2ケ月以内	地方振興事務所	−	
3法_農19	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	65-2	組合の合併の認可	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）	60119	2ケ月以内	地方振興事務所	−	
3法_農20	農政部	農政総務課	農業協同組合法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳ	70-2	連合会の権利義務の承継の認可	農業協同組合法（昭和22年11月19日法律第132号）第70条	60120	2ケ月以内	地方振興事務所	−	
3法_農21	農政部	農政総務課	農業協同組合合併助成法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲｶﾞｯﾍﾟｲｼﾞｮｾｲﾎｳ	2-1	合併経営計画が適当であるか否かの認定	●合併助成法4 ●農業協同組合合併助成法施行令（昭和36年6月1日政令第167号）1	60121	1ケ月	−	−	
3法_農22	農政部	農政総務課	農業協同組合合併助成法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲｶﾞｯﾍﾟｲｼﾞｮｾｲﾎｳ	6-1	推進法人の指定	●合併助成法7 ●農業協同組合合併助成法施行規則（平成4年5月22日農林水産省令第30号）1	60122	10	−	−	
3法_農23	農政部	農政総務課	農業協同組合合併助成法	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲｶﾞｯﾍﾟｲｼﾞｮｾｲﾎｳ	8-1	推進法人の事業計画及び収支予算の認可・変更の認可	農業協同組合合併助成法施行規則（平成4年5月22日農林水産省令第30号）3、4	60123	10	−	−	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農24	農政部	農政総務課	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳﾉｾｲﾃｲﾆﾄﾓﾅｳﾉｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾀｲﾉｾｲﾘﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	2-1	農業団体の資産の処分の認可		−	10	−	−	
3法_農25	農政部	農政総務課	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳﾉｾｲﾃｲﾆﾄﾓﾅｳﾉｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾀｲﾉｾｲﾘﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	5-1	農協の市町村農業会に対する財産分割請求の認可		−	10	−	−	
3法_農26	農政部	農政総務課	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾎｳﾉｾｲﾃｲﾆﾄﾓﾅｳﾉｳｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾀｲﾉｾｲﾘﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	6-1	農協の市町村農業会に対する資産の譲渡等協議の認可		−	10	−	−	
3法_農27	農政部	農政総務課	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾄｳﾆﾖﾙｻﾝｷﾞｮｳｸﾐｱｲﾉｼｻﾝﾉｼｮｳｹｲﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	1-1	産業組合からの資産の譲渡等の協議の認可		−	10	−	−	
3法_農28	農政部	農政総務課	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾄｳﾆﾖﾙｻﾝｷﾞｮｳｸﾐｱｲﾉｼｻﾝﾉｼｮｳｹｲﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	2-2	連合会の産業組合連合会からの資産の譲渡等の協議の認可		−	10	−	−	
3法_農29	農政部	農政総務課	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	ﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲｵﾖﾋﾞﾉｳｷﾞｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾚﾝｺﾞｳｶｲﾉｼﾝﾖｳｼﾞｷﾞｮｳﾆｶﾝｽﾙﾒｲﾚｲ	59	特定農業協同組合の承認	農業協同組合法施行令（昭和37年政令271号）32	60124	−	−	−	
3法_農30	農政部	農政総務課	農業保険法	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳ	30-1	設立の認可（農業共済組合）	●農業保険法31	60125	2ヶ月以内	−	−	
3法_農31	農政部	農政総務課	農業保険法	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳ	58-2	定款等の変更認可（農業共済組合）	●農業保険法35、36 ●農業共済団体に対する監督指針（令和2年12月25日付け2経営第2427号経営局長通知）	60126	2ヶ月以内	−	−	
3法_農32	農政部	農政総務課	農業保険法	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳ	65-2	解散の議決の認可（農業共済組合）	●農業共済団体に対する監督指針（令和2年12月25日付け2経営第2427号経営局長通知）	60127	2ヶ月以内	−	−	
3法_農33	農政部	農政総務課	農業保険法	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳ	67-2	合併の認可（農業共済組合）	●農業共済団体に対する監督指針（令和2年12月25日付け2経営第2427号経営局長通知）	60128	2ヶ月以内	−	−	
3法_農34	農政部	農政総務課	農業保険法	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳ	附則2-1	新規開田地等の指定（農業共済組合）	●農作物共済引受要綱（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知））第2章第1節第3の4の(2)及び第3節	60129	30	−	−	
3法_農35	農政部	農政総務課	農業保険法施行令	ﾉｳｷﾞｮｳﾎｹﾝﾎｳｾｺｳﾚｲ	18の1	事務費賦課の承認（農業共済組合）	●農業共済団体に対する監督指針（令和2年12月25日付け2経営第2427号経営局長通知）	60130	30	−	−	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農36	農政部	食産業振興課	特定農産加工業経営改善臨時措置法	ﾄｸﾃｲﾉｳｻﾝｶｺｳｷﾞｮｳｹｲｴｲｶｲｾﾞﾝﾘﾝｼﾞｿﾁﾎｳ	3-1	経営改善措置に関する計画の承認	●特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令第4条 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る計画承認事務取扱要領第4 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る事業計画承認審査要領第3第4	60401	30	－	（15）	
3法_農37	農政部	食産業振興課	特定農産加工業経営改善臨時措置法	ﾄｸﾃｲﾉｳｻﾝｶｺｳｷﾞｮｳｹｲｴｲｶｲｾﾞﾝﾘﾝｼﾞｿﾁﾎｳ	3-2	事業提携に関する計画の承認	●特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令第4条 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る計画承認事務取扱要領第4 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る事業計画承認審査要領第3第5	60402	30	－	（15）	
3法_農38	農政部	食産業振興課	特定農産加工業経営改善臨時措置法	ﾄｸﾃｲﾉｳｻﾝｶｺｳｷﾞｮｳｹｲｴｲｶｲｾﾞﾝﾘﾝｼﾞｿﾁﾎｳ	4-1	経営改善措置に関する計画の変更の承認	●特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令第4条 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る計画承認事務取扱要領第4 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る事業計画承認審査要領第3第4	60403	20	－	－	
3法_農39	農政部	食産業振興課	特定農産加工業経営改善臨時措置法	ﾄｸﾃｲﾉｳｻﾝｶｺｳｷﾞｮｳｹｲｴｲｶｲｾﾞﾝﾘﾝｼﾞｿﾁﾎｳ	4-1	事業提携に関する計画の変更の承認	●特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令第4条 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る計画承認事務取扱要領第4 ●特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る事業計画承認審査要領第3第5	60404	20	－	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農40	農政部	農業振興課	過疎地域自立促進特別措置法	ｶｿﾁｲｷｼﾞﾘﾂｿｸｼﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	26	農業の経営改善又は振興のための計画の認定	●過疎地域自立促進特別措置法第26条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領 ●過疎地域自立促進特別措置法の施行について	60502	－	・市町村 ・地方振興事務所	－	
3法_農41	農政部	農業振興課	過疎地域自立促進特別措置法	ｶｿﾁｲｷｼﾞﾘﾂｿｸｼﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	26	農業の経営改善又は振興のための計画の認定	●過疎地域自立促進特別措置法第26条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領 ●過疎地域自立促進特別措置法の施行について	60504	※	市町村	－	
3法_農42	農政部	農業振興課	農地法	ﾉｳﾁﾎｳ	4-1	農地転用の許可	農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知） 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知）	60501	42	農業委員会 (21)	農業会議 (5)	
3法_農43	農政部	農業振興課	農地法	ﾉｳﾁﾎｳ	5-1	農地等の転用のための権利移動の許可	農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知） 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知）	60501	42	農業委員会 (21)	農業会議 (5)	
3法_農44	農政部	農業振興課	山村振興法	ｻﾝｿﾝｼﾝｺｳﾎｳ	17-1	農業の経営改善又は振興のための計画の認定	●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領 ●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の運用について	60503	－	・市町村 ・地方振興事務所	－	
3法_農45	農政部	農業振興課	山村振興法	ｻﾝｿﾝｼﾝｺｳﾎｳ	17-1	農業の経営改善又は振興のための計画の認定	●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領 ●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の運用について	60505	※	市町村	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農46	農政部	みやぎ米推進課	肥料の品質の確保等に関する法律	ﾋﾘｮｳﾉﾋﾝｼﾂﾉｶｸﾎﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	4	普通肥料の登録	●第7条第1項 ●第26条第2項	60601	45	－	－	
3法_農47	農政部	みやぎ米推進課	肥料の品質の確保等に関する法律	ﾋﾘｮｳﾉﾋﾝｼﾂﾉｶｸﾎﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	12-2	肥料の登録の更新	●普通肥料の公定規格	60602	30	－	－	
3法_農48	農政部	みやぎ米推進課	肥料の品質の確保等に関する法律	ﾋﾘｮｳﾉﾋﾝｼﾂﾉｶｸﾎﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	19-2	事故肥料の譲渡許可	●施行令第6条 ●施行規則第14条	60603	30	－	－	
3法_農49	農政部	園芸推進課	卸売市場法	ｵﾛｼｳﾘｼｼﾞｮｳﾎｳ	13	地方卸売市場の認定	卸売市場法第13条	61601	90	－	－	
3法_農50	農政部	園芸推進課	卸売市場法	ｵﾛｼｳﾘｼｼﾞｮｳﾎｳ	6､14	地方卸売市場の変更の承認	卸売市場法第6条、第14条	61604	30	－	－	
3法_農51	農政部	園芸推進課	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	ﾉｳﾘﾝｽｲｻﾝﾌﾞﾂｵﾖﾋﾞｼｮｸﾋﾝﾉﾕｼｭﾂﾉｿｸｼﾝﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	17-2	青果物輸出に係る適合施設認定	農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程(令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水大臣決定)	61605	30	－	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 （ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審　査　基　準		標 準 処 理 期 間（日）			備考
							概要又は名称	様式４ 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農52	農政部	畜産課	家畜改良増殖法	ｶﾁｸｶｲﾘｮｳｿﾞｳｼｮｸﾎｳ	4-1②	臨時種畜検査	家畜改良増殖法第4条2項 家畜改良増殖法施行規則第6条	60701	37	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農53	農政部	畜産課	家畜改良増殖法	ｶﾁｸｶｲﾘｮｳｿﾞｳｼｮｸﾎｳ	16-1	家畜人工授精師の免許	家畜改良増殖法施第16条2項 家畜改良増殖法第17条1項、2項 家畜改良増殖法施行規則第26条の2	60702	28	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （15）	−	
3法_農54	農政部	畜産課	家畜改良増殖法	ｶﾁｸｶｲﾘｮｳｿﾞｳｼｮｸﾎｳ	24	家畜人工授精所の開設の許可	家畜改良増殖法施第25条 家畜改良増殖法施行規則第33条	60703	35	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （15）	−	
3法_農55	農政部	畜産課	家畜改良増殖法施行令	ｶﾁｸｶｲﾘｮｳｿﾞｳｼｮｸﾎｳｾｺｳﾚｲ	5、6	種畜証明書の書換交付、再交付	家畜改良増殖法施行令第5条 家畜改良増殖法施行規則第9条 家畜改良増殖法施行令第6条	60704	35	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （8）	−	
3法_農56	農政部	畜産課	家畜改良増殖法施行令	ｶﾁｸｶｲﾘｮｳｿﾞｳｼｮｸﾎｳｾｺｳﾚｲ	9、10	家畜人工授精師免許証の書換交付、再交付	家畜改良増殖法施行令第9条 家畜改良増殖法施行規則第28条 家畜改良増殖法施行令第10条1項	60705	28	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （15）	−	
3法_農57	農政部	畜産課	家畜商営業保証金規則	ｶﾁｸｼｮｳｴｲｷﾞｮｳﾎｼｮｳｷﾝｷｿｸ	9	公告に係る申出書のなかったときはその旨の、あったときは債権額の証明	家畜商営業保証金規則第9条	60706	14	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農58	農政部	畜産課	家畜商法	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳ	3-1	家畜商の免許	家畜商法第3条2項 家畜商法第4条 家畜商法施行令第1条 家畜商法施行規則第1条	60707	30	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農59	農政部	畜産課	家畜商法	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳ	3-2①	講習機関の指定	家畜商法施行令第1条の4	60708	−	−	−	
3法_農60	農政部	畜産課	家畜商法施行令	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	1の4-1	講習の免除	家畜商法施行規則第4条 家畜商法施行規則第5条	60709	−	家畜保健衛生所、 地方振興事務所	−	
3法_農61	農政部	畜産課	家畜商法施行令	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	3-3	登録の変更	家畜商法施行規則第7条	60710	14	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農62	農政部	畜産課	家畜商法施行令	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	4の3	従業者の変更等の場合の免許証の交付	家畜商法施行規則第9条	60711	14	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農63	農政部	畜産課	家畜商法施行令	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	5	免許証の書換交付	家畜商法施行規則第14条	60712	14	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	
3法_農64	農政部	畜産課	家畜商法施行令	ｶﾁｸｼｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	6	免許証の再交付	家畜商法施行規則第14条	60713	14	家畜保健衛生所、 地方振興事務所 （7）	−	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審　査　基　準		標 準 処 理 期 間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農65	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	3	家畜市場の登録	家畜取引法第4条 家畜取引法第5条 家畜取引法施行規則第1条	60714	30	（10）	－	
3法_農66	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	9-1	家畜市場の登録証の書換交付	家畜取引法施行規則第3条	60715	14	（7）	－	
3法_農67	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	9-2	家畜市場の登録証の再交付	家畜取引法施行規則第3条	60716	14	（7）	－	
3法_農68	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	15	セリ売り又は入札以外での家畜売買の許可	家畜取引法施行規則第6条	60717	30	（10）	－	
3法_農69	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	19-1	市場再編整備地域の指定	家畜取引法第19条2項 家畜取引法施行令 家畜取引法施行規則第7条	60718	90	－	（30）	
3法_農70	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	22-1	市場再編整備計画の変更の承認	家畜取引法第20条第1項 家畜取引法第20条第4項 家畜取引法施行令 家畜取引法施行規則第7条	60719	60	－	（30）	
3法_農71	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	26-1	市場再編整備地域内への移転許可	家畜取引法施行規則第12条	60720	60	－	（30）	
3法_農72	農政部	畜産課	家畜取引法	ｶﾁｸﾄﾘﾋｷﾎｳ	27の2-1	市場外取引の許可	家畜取引法第27条の2	60721	30	（10）	－	
3法_農73	農政部	畜産課	飼料の安全性の確保及び品質改善に関する法律	ｼﾘｮｳﾉｱﾝｾﾞﾝｾｲﾉｶｸﾎｵﾖﾋﾞﾋﾝｼﾂｶｲｾﾞﾝﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	27-1	規格設定飼料の検定	●飼料の安全性の確保及び品質改善に関する法律施行規則第44条（検定の方法）	60727	30	－	－	
3法_農74	農政部	畜産課	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	ﾆｭｳｵﾖﾋﾞﾆｭｳｾｲﾋﾝﾉｾｲﾌﾞﾝｷｶｸﾄｳﾆｶﾝｽﾙｼｮｳﾚｲ	別表二の（	自記温度計が装備されていない殺菌器の使用承認	●食品衛生法第十三条第一項 ●乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	60728	－	家畜保健衛生所、地方振興事務所	－	
3法_農75	農政部	畜産課	肉用子牛生産安定等特別法	ﾆｸﾖｳｺｳｼｾｲｻﾝｱﾝﾃｲﾄｳﾄｸﾍﾞﾂﾎｳ	7-1	協会の指定	肉用子牛生産安定等特別措置法第7条	60731	30	－	－	
3法_農76	農政部	畜産課	肉用子牛生産安定等特別法	ﾆｸﾖｳｺｳｼｾｲｻﾝｱﾝﾃｲﾄｳﾄｸﾍﾞﾂﾎｳ	8-1	業務規程の変更	肉用子牛生産安定等特別措置法第8条	60732	14	－	－	
3法_農77	農政部	畜産課	肉用子牛生産安定等特別法	ﾆｸﾖｳｺｳｼｾｲｻﾝｱﾝﾃｲﾄｳﾄｸﾍﾞﾂﾎｳ	9-1⑤	指定の解除	肉用子牛生産安定等特別措置法第9条	60733	30	－	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審　査　基　準		標 準 処 理 期 間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農78	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	3-3	畜舎建築利用計画の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3～6項	60743	17	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農79	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	3-3	畜舎建築利用計画の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3～6項	60744	42	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	消防機関（７）	
3法_農80	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	4-3	畜舎建築利用計画の変更の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3～6項	60745	17	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農81	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	4-3	畜舎建築利用計画の変更の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3～6項	60746	42	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	消防機関（７）	
3法_農82	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	6-2	認定畜舎等の仮使用の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2～3項 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第76条	60747	35	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農83	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10-1	認定畜舎等の譲渡の認可	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第5号 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第4項第2～3号	60748	17	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農84	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10-2	認定計画実施者の合併の認可	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第5号 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第4項第2～3号	60749	17	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農85	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10-3	認定計画実施者の分割の認可	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第5号 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第4項第2～3号	60750	17	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農86	農政部	畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則	ﾁｸｼｬﾄｳﾉｹﾝﾁｸﾄｳｵﾖﾋﾞﾘﾖｳﾉﾄｸﾚｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂｾｺｳｷｿｸ	48-2	敷地等と道路との認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項	60751	22	家畜保健衛生所、地方振興事務所（７）	－	
3法_農87	農政部	畜産課	牧野法	ﾎﾞｸﾔﾎｳ	10-1	牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更の承認		－	30	(7)	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間（日）			備考
							概要又は名称	様式４【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_農88	農政部	畜産課	養鶏振興法	ﾖｳｹｲｼﾝｺｳﾎｳ	5-1	標準鶏の認定	養鶏振興法施行規則第1条	60734	－	家畜保健衛生所、地方振興事務所	－	
3法_農89	農政部	畜産課	養鶏振興法	ﾖｳｹｲｼﾝｺｳﾎｳ	7-1	ふ化業者の登録	養鶏振興法施行規則第8条、養鶏振興法施行規則第9条 養鶏振興法施行規則第10条	60735	14	家畜保健衛生所、地方振興事務所 （　7　）	－	
3法_農90	農政部	畜産課	養鶏振興法	ﾖｳｹｲｼﾝｺｳﾎｳ	7-2	登録ふ化業者の要件適合の確認	養鶏振興法施行規則第8条、養鶏振興法施行規則第12条 養鶏振興法施行規則第13条	60736	14	家畜保健衛生所、地方振興事務所 （　7　）	－	
3法_農91	農政部	畜産課	養鶏振興法	ﾖｳｹｲｼﾝｺｳﾎｳ	8-1	登録ふ化業者の要件適合の確認	養鶏振興法施行規則第13条	60737	14	家畜保健衛生所、地方振興事務所 （　7　）	－	
3法_農92	農政部	畜産課	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	ﾗｸﾉｳｵﾖﾋﾞﾆｸﾖｳｷﾞｭｳｾｲｻﾝﾉｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10-1	集約酪農地域における酪農事業施設の新規設置の承認	●酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条の2 ●酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第5条 ●酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第7条	60738	20	家畜保健衛生所、地方振興事務所 （10）	－	
3法_農93	農政部	畜産課	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	ﾗｸﾉｳｵﾖﾋﾞﾆｸﾖｳｷﾞｭｳｾｲｻﾝﾉｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	12	集約酪農地域における酪農事業施設の変更の承認	●酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第12条 ●酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第9条	60739	20	家畜保健衛生所、地方振興事務所 （10）	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審査基準 概要又は名称	審査基準 様式４【管理番号】	標準処理期間（日） 合計期間	標準処理期間（日） 経由機関	標準処理期間（日） 協議機関	備考
3法_農94	農政部	家畜防疫対策室	家畜伝染病予防法	ｶﾁｸﾃﾞﾝｾﾝﾋﾞｮｳﾖﾎﾞｳﾎｳ	8	6条の検査等を行った証明書交付	家畜伝染病予防法第8条 家畜伝染病予防法施行条例第11条	60740	5	－	－	
3法_農95	農政部	家畜防疫対策室	家畜伝染病予防法	ｶﾁｸﾃﾞﾝｾﾝﾋﾞｮｳﾖﾎﾞｳﾎｳ	31-3	31条1項の検査等を行った証明書交付	家畜伝染病予防法第31条第1、2項 家畜伝染病予防法第8条 家畜伝染病予防法施行規則第40条 家畜伝染病予防法施行条例第11条	60741	5	－	－	
3法_農96	農政部	家畜防疫対策室	家畜伝染病予防法	ｶﾁｸﾃﾞﾝｾﾝﾋﾞｮｳﾖﾎﾞｳﾎｳ	21-1	死体の焼却等の義務を免除する知事の許可	家畜伝染病予防法第21条第1項 家畜伝染病予防法施行令第6条 家畜伝染病予防法施行条例第7条 家畜伝染病予防法施行細則第11条	61701	7	－	－	
3法_農97	農政部	家畜防疫対策室	家畜伝染病予防法	ｶﾁｸﾃﾞﾝｾﾝﾋﾞｮｳﾖﾎﾞｳﾎｳ	24	死体等埋却地を発掘する場合の知事の許可	家畜伝染病予防法第21条 家畜伝染病予防法施行規則第32条 家畜伝染病予防法施行条例第8条 家畜伝染病予防法施行細則第13条	61702	7	－	－	
3法_農98	農政部	家畜防疫対策室	家畜伝染病予防法	ｶﾁｸﾃﾞﾝｾﾝﾋﾞｮｳﾖﾎﾞｳﾎｳ	50	大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可	家畜伝染病予防法第50条 家畜伝染病予防法施行規則第57条 家畜伝染病予防法施行条例第9条 家畜伝染病予防法施行細則第14条	61703	7	（10）	－	
3法_農99	農政部	家畜防疫対策室	獣医療法	ｼﾞｭｳｲﾘｮｳﾎｳ	14-3	診療施設整備計画の認定	●獣医療提供のための都道府県計画に照らして適切なものであること ●畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであること（獣医療法施行規則22条：診療業務量の畜産動物の割合が50%以上）	61704	17	（10）	－	
3法_農100	農政部	家畜防疫対策室	獣医療法施行令	ｼﾞｭｳｲﾘｮｳﾎｳｼｺｳﾚｲ	1-2	診療施設整備計画の変更の認定	●変更内容が診療施設整備計画の認定基準を満たしていること	61705	17	（10）	－	
3法_農101	農政部	家畜防疫対策室	動物用医薬品等取締規則	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾖｳｲﾔｸﾋﾝﾄｳﾄﾘｼﾏﾘｷｿｸ	112	販売指定品目の変更又は追加指定	・品目数は一店舗あたり20品を上限 ・医薬品医療機器等法関係事務に係る技術的助言（農林水産省畜産局長通知）第2の6及び別表第一	61706	－	－	－	
3法_農102	農政部	家畜防疫対策室	動物用医薬品等取締規則	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾖｳｲﾔｸﾋﾝﾄｳﾄﾘｼﾏﾘｷｿｸ	98の2 98の3	動物用医薬品販売許可証の書換交付、再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令45条、46条	61707	－	－	－	

〔様式３〕　審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（ｶﾀｶﾅ）	根拠条項	許認可等の名称	審 査 基 準 概要又は名称	審 査 基 準 様式４【管理番号】	標 準 処 理 期 間（日） 合計期間	標 準 処 理 期 間（日） 経由機関	標 準 処 理 期 間（日） 協議機関	備考
3法_農103	農政部	農村振興課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	5-1	土地改良区設立・土地改良事業施行の認可	「土地改良区の設立手続及び審査等の要領について」（平成28年4月1日27農振第2369号）	60801	90	－	－	
3法_農104	農政部	農村振興課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	95-1	農業協同組合等営土地改良事業の認可	「土地改良区の設立手続及び審査等の要領について」（平成28年4月1日27農振第2369号）	60802	90	－	－	
3法_農105	農政部	農村振興課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	95の2-1	農業協同組合等営土地改良事業計画の変更等の認可	「土地改良区の設立手続及び審査等の要領について」（平成28年4月1日27農振第2369号）	60803	90	－	－	
3法_農106	農政部	農村振興課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	96	農業協同組合等の農業用用排水施設管理規程の認可・変更又は廃止の認可	「土地改良施設の管理規程について」（昭和40年5月20日40農地B第1629号）及び「農業用用排水路に係る管理規程制度の運用について（昭和60年1月24日60-26）」	60804	30	－	－	
3法_農107	農政部	農村整備課	海岸法	ｶｲｶﾞﾝﾎｳ	13-1	海岸管理者以外の施行する工事の承認	「海岸法の施行について」（昭和31年11月10日付け31農地第4822号、港管第2739号、建発河第107号農林事務次官、運輸事務次官、建設事務次官依命通達）第六	60902	50	地方振興事務所	－	
3法_農108	農政部	農村整備課	地すべり等防止法	ｼﾞｽﾍﾞﾘﾄｳﾎﾞｳｼﾎｳ	11-1	知事以外の者の施行する工事の承認	地すべり防止工事基本計画を勘案し、法第12条に規定する築造等の基準に合致するもの	60903	42	地方振興事務所	－	
3法_農109	農政部	農村整備課	地すべり等防止法	ｼﾞｽﾍﾞﾘﾄｳﾎﾞｳｼﾎｳ	42-1	ぼた山崩壊防止区域内の行為制限の許可	ぼた山の崩壊防止を著しく阻害し、又はぼた山の崩壊を著しく助長するものでないこと	60904	42	地方振興事務所	－	
3法_農110	農政部	農村整備課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	96	農業協同組合等営土地改良事業の換地計画の認可・変更認可	「換地計画実施要領について」（昭和49年7月12日49構改Ｂ第1232号）	60909	95	地方振興事務所	－	
3法_農111	農政部	農村整備課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	100-1	農業協同組合等の交換分合計画の認可	「交換分合実施要領について」（平成10年5月20日10構改Ｂ第167号）	60910	95	地方振興事務所	－	
3法_農112	農政部	農村整備課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	109	農用地の形質変更の許可	当該行為が必要やむを得ないものであると認められること	60911	35	地方振興事務所	－	
3法_農113	農政部	農村整備課	土地改良法	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳ	122-2	土地の形質変更等の許可	当該行為が必要やむを得ないものであると認められること	60912	35	地方振興事務所	－	
3法_農114	農政部	農村整備課	土地改良法施行令	ﾄﾁｶｲﾘｮｳﾎｳｾｺｳﾚｲ	59-1	管理委託した土地改良財産の他目的使用に係る承認	●「土地改良財産取扱規則」（昭和34年農林省訓令第34号）第11条及び第13条 ●「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達（昭和60年4月1日付け60構改B第499号）」第5	60901	30	地方振興事務所	－	
3法_農115	農政部	農村整備課	農住組合法	ﾉｳｼﾞｭｳｸﾐｱｲﾎｳ	9-1	交換分合計画の認可	「交換分合実施要領について」（平成10年5月20日10構改Ｂ第167号）	60913	95	地方振興事務所	－	
3法_農116	農政部	農村整備課	農住組合法	ﾉｳｼﾞｭｳｸﾐｱｲﾎｳ	11	交換分合計画認可公告後の土地の形質変更の許可	当該行為が必要やむを得ないものであると認められること	60914	35	地方振興事務所	－	